【重要】口座の売買・譲渡・譲受・貸借は犯罪です

2026 年 7 月 10 日

■犯罪者として逮捕・報道される可能性があります

銀行口座を売る側・買う側、譲渡する側、譲り受ける側、貸す側、借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による処罰の対象となります（有償・無償を問いません）。
また、被害者の方から民事上の訴えを起こされる可能性もあります。

■罰金・拘禁刑が科されることがあります

犯罪収益移転防止法により 3 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

■あなたの預金口座があなたの名義のまま犯罪に悪用されます

売買・譲渡・譲受・貸借した預金口座は、犯罪グループにより振り込め詐欺などの特殊詐欺やヤミ金、マネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、身に覚えのない犯罪の当事者となる危険性があります。

■銀行口座を利用・作成できなくなります

口座を売買・譲渡・譲受・貸借した人のリストは全国の金融機関で共有されます。
お持ちの口座が凍結されるだけでなく、他の金融機関でも口座の開設や利用ができなくなる恐れがあります。

■ログインＩＤ・パスワード等の管理は厳正に

ログインＩＤ・パスワード・認証コード等を第三者に伝えることは口座の譲渡と同じ行為です。他人に聞かれても絶対に教えてはいけません。

■当行はためらわず警察に通報します

徳島大正銀行の口座が売買・譲渡・譲受・貸借されたことが判明した場合には、お客さまに通知することなく、各種預金規程に基づきお取引を制限するとともに、ためらわず警察に通報し、捜査に全面的に協力します。

預金口座の売買等の他にも、振り込まれたお金を指定された口座に振り込むことで報酬を得るなどの**「闇バイト」には絶対に応じないでください**。犯罪収益移転防止法の改正により、こうした「送金バイト」に係る罰則が新たに創設され、2 年以下の拘禁刑若しくは 300 万円以下の罰金またはその両方が科せられる対象となりました。軽い気持ちで行ったことでも今後の人生に大きな影響を与える可能性があります。

※正当な理由なく、下記の行為を行った場合は罪に問われる可能性があります。

自分や他人名義の通帳・ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞを譲り渡す行為	**犯罪収益移転防止法違反** 3 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金
自分や他人名義の通帳・ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞを譲り受ける行為	
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞのﾛｸﾞｲﾝ ID・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞの情報を譲り渡す行為	
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞのﾛｸﾞｲﾝ ID・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞの情報を譲り受ける行為	
「送金バイト」の依頼、募集を行う行為	**犯罪収益移転防止法違反** 2 年以下の拘禁刑若しくは 300 万円以下の罰金
自分の銀行口座の口座番号等の情報を提供する行為	
被害者等から振り込まれたお金を、指示された先に報酬分を除いて送金する行為	
他人に譲り渡す目的で口座を開設する行為	**詐欺罪** 10 年以下の拘禁刑
他人・架空名義の口座を開設する行為	
他人名義の口座から ATM で現金を引き出す行為	**窃盗罪** 10 年以下の拘禁刑 50 万円以下の罰金